

医療機関の受診はマイナ保険証で！

健康保険証(グレー)は令和7年12月1日まで使用できます。
健康保険証(グレー)は令和6年12月2日以降、交付しません。

※グレーの保険証を紛失、き損、氏名変更の際は申請により、ブルーの資格確認書が交付されます。



マイナンバー 0120-95-0178

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※任意継続被保険者制度・特例退職被保険者制度 以外

在職者の各証の利用期間		～令和6年12月1日	令和6年12月2日～令和7年12月1日	令和7年12月2日～
グレーの保険証をお持ちの方	マイナ保険証	市区町村にて発行 保険証利用登録必要		
	従来の健康保険証	グレー・プラスチック	使用できる期間 令和7年12月1日まで ※退職等で資格が喪失しない限り、有効期限まで使用できます。	令和7年12月2日以降の対応は、決まり次第連絡します。
	資格情報のお知らせ(注1)	KOSMO WEBよりダウンロード・印刷(A4)	このお知らせのみでは、医療機関等の受診はできません。 案 カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が使えない場合や、オンライン資格確認システム(健康保険の資格情報等が確認できるシステム)を導入していない医療機関等でも、右下を切り取ってマイナ保険証とあわせてお持ちいただくことで、医療機関等で受診できます。	
グレーの健康保険証を持っていない方 (令和6年12月2日以降に加入・交付の方)	マイナ保険証	市区町村にて発行 保険証利用登録必要		
	資格確認書	ブルー・プラスチック 手続き時に交付希望をしてください。資格確認書を交付します。事業主窓口のご案内に従ってください。	有効期限 令和7年12月1日 ※退職等で資格が喪失しない限り、有効期限まで使用できます。	令和7年12月2日以降の対応は、決まり次第連絡します。
	資格情報のお知らせ(注1)	KOSMO WEBよりダウンロード・印刷(A4)	このお知らせのみでは、医療機関等の受診はできません。 案 カードリーダーの不具合などでマイナ保険証が使えない場合や、オンライン資格確認システム(健康保険の資格情報等が確認できるシステム)を導入していない医療機関等でも、右下を切り取ってマイナ保険証とあわせてお持ちいただくことで、医療機関等で受診できます。	

(注1)KOSMO WEB(<https://kosmoweb.jp>)から確認できます。令和6年9月27日以降に加入の処理がされた方・健保にマイナンバーの届出がない方は、令和6年12月2日以降、マイナンバー下4桁の記載がない様式で配信します。